鯖　監　第　１８　号
令和元年 12 月 26 日

鯖江市長　牧野　百男　　殿

鯖江市監査委員　　加　藤　一　邦

鯖江市監査委員　　佐々木　勝　久

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

第１　監査の概要

１　監査の種類　　公の施設の指定管理者監査
２　監査対象　　株式会社　ビリオンフーズハヤシ
　　健康福祉部社会福祉課（指定管理施設の所管課）
３　事前調査期間　　令和元年 10 月 25 日から令和元年 11 月 7 日まで
４　監　査　日　　令和元年 11 月 8 日
５　監査対象年度　　平成 30 年度
６　監査対象事項　　施設の管理に係る事務および出納その他の事務
７　監査の方法および着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(1)　施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
(2)　協定に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
(3)　利用促進のための努力はされているか。
(4)　施設管理に係る会計経理は適正に行われているか。
(5)　施設管理に係る各種規程は整備されているか。

第２　監査対象の概要

１　指定管理者の概要

名　　称	株式会社　ビリオンフーズハヤシ
代　表　者	代表取締役　林　明徳

２　指定管理の概要

施　設　名	神明苑
所　在　地	鯖江市神明町2丁目8-4
指 定 期 間	平成30年4月1日～平成35年3月31日
指定管理料	無料

３　施設の利用状況（人）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成30年度	入浴客数	2,268	4,131	2,125	2,413	3,817	2,106	2,555	4,722	3,128	3,702	2,977	5,289	39,223
	宿泊客数	379	339	358	365	681	486	839	485	467	283	311	333	5,326
	日帰り客数	1,578	1,798	1,848	714	1,135	1,273	1,145	2,340	2,522	1,811	1,541	2,092	19,797
令和元年度	入浴客数	3,072	2,933	3,979	2,290	2,060	5,324	-	-	-	-	-	-	19,658
	宿泊客数	538	346	416	450	732	443	-	-	-	-	-	-	2,925
	日帰り客数	1,761	1,702	1,395	1,002	1,058	1,150	-	-	-	-	-	-	8,068

※　令和元年度の数値は、9月末現在の数値

４　財務諸表

貸借対照表　　（　平成31年3月31日現在　）（単位：円）

資産の部		負債の部	
科　目	金　額	科　目	金　額
【流動資産】	【　17,488,487】	【流動負債】	【　32,325,374】
現金及び預金	4,196,257	未払金	5,276,254
商品	500,678	未払費用	10,498,905
貯蔵品	463,688	預り金	600,450
未収入金	3,404,713	フーズ勘定	2,980,239
仮払消費税等	8,923,151	仮受消費税等	12,969,526
【固定資産】	【　1,956,049】	負債の部合計	32,325,374
（有形固定資産）	（　1,956,049）	純資産の部	
什器備品	1,876,158		
一括償却資産	79,891	【株主資本】	【　△12,880,838】
		（利益剰余金）	（　△12,880,838）
		繰越利益剰余金	△12,880,838
		純資産の部合計	△12,880,838
資産の部合計	19,444,536	負債及び純資産の部合計	19,444,536

損益計算書　　（　自平成30年4月1日　至平成31年3月31日　）

科　　目	金　　額	
【純売上高】	円	円
売上高	163,806,357	
		163,806,357
【売上原価】		
仕入高	49,369,625	
期末商品棚卸高	500,678	
		48,868,947
売上総利益		（　114,937,410）
【販売費及び一般管理費】		
		129,142,398
営業損失		（　14,204,988）
【営業外収益】		
受取利息	47	
雑収入	1,324,103	
		1,324,150
経常損失		（　12,880,838）
税引前当期純損失		（　12,880,838）
当期純損失		（　12,880,838）

第３　監査の結果

神明苑の指定管理者株式会社ビリオンフーズハヤシにおける出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した。監査の結果、おおむね適正に執行されており重大な問題点は見受けられなかった。

１　指摘事項

なし

２　意見

【神明苑】

(1) 基本協定書の仕様書に、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとされている。基本協定に基づき、案内パンフレットに指定管理者名を表示されたい。

【共通】

(1) 神明苑において実施する健康福祉事業については、基本協定書において、内容等について規定されているが、実施において、事業の実施、対象者数らに変更が生じている状況であるため、基本協定書のとおり、社会福祉課と協議を行い、変更について了解を得て、適正に事業を実施されたい。

(2) 各種点検等については、基本協定書において、施設の良好な維持のために点検等を実施することを規定しているが、現状は、特定の点検の実施不足や点検を実施していない状況であるため、社会福祉課と協議を行い、安全を確保したうえで、点検内容を改める必要があるならば改正を行い、適正な施設管理を行われたい。